



## 2019年ITU理事会作業部会、臨時理事会等の結果概要

|                 |            |            |
|-----------------|------------|------------|
| 総務省 国際戦略局 国際政策課 | やまぐち<br>山口 | のりふみ<br>典史 |
| 総務省 国際戦略局 国際政策課 | ながや<br>長屋  | よしあき<br>嘉明 |
| 総務省 国際戦略局 国際政策課 | おおつき<br>大槻 | めみこ<br>芽美子 |

### 1. 概要

2019年9月16日から27日にかけてITU理事会作業部会及び臨時理事会がITU本部で開催された。ITU理事会作業部会は理事会の下に設置され、理事会における各種課題について更に検討を行うため、年2回開催される。今般の作業部会は4つのクラスタで構成され、財政及び人的資源(CWG-FHR)、国際的なインターネット関連公共政策課題(CWG-Internet)、世界情報社会サミットと持続可能な開発目標(CWG-WSIS&SDGs)及び児童オンライン保護(CWG-COP)に関する会合がそれぞれ開催された。これらの作業部会に加え、国際電気通信規則(ITR)のレビューに関する専門家会合(EG-ITRs)、第6回世界電気通信政策フォーラムに向けた非公式専門家会合(IEG-WTPF-21)及びITU臨時理事会が同時期に開催された。臨時理事会は、2019年6月のITU理事会で合意に至らなかったITU本部ビルの建替えプロジェクトについて再度議論を行うために開催を決定したものである。

会議には、理事国及びITU事務局等から合計約80件の寄書が提出された。下記2(2)、(5)、(6)の議題については、参加者間に立場の差が見られ、小グループでの非公式会合が繰り返され、合意に向けた議論が行われた。日本としては、ITUの効率的な運営を引き続き求めるとともに、電気通信／ICTの枠組みを超えるような新たな技術や課題について、過度な国際ルール作成につながらないよう各議題に対処した。

### 2. 主要議題の主な結果概要

#### (1) 財政及び人的資源のための作業部会(CWG-FHR)

ITUは対象となる加盟国(主に途上国)に対し、当該国からのITUのイベントや活動への参加者に対して財政的支援(フェローシップ)を行っている。今会合では決議213(PP-18)に基づきITUのフェローシップ付与基準の見直しを議論したが、審議時間切れのため、提案内容を統合した文書を事務局が作成し、次回(2020年2月)のCWG-FHRで再度議論することとなった。

このほか、2017年に発生したITUアジア太平洋地域事務所(タイ・バンコク)の職員による不正行為事件を受けて作成されたリスク管理及び再発防止措置につき、ITU-D局長より説明があった。本件については米国が、ITUの監視機能や調査手続の強化に向けて理事会に対し勧告を行うためのサブワーキンググループをCWG-FHRの下に設立することを提案していたが、サブワーキンググループそのものやグループの付託事項(ToR)に対し懸念する意見が出されたことから、本件を継続してCWG-FHRのアジェンダに含め、取組みの進捗に関する情報を共有することが確認された。

#### (2) 国際的なインターネット関連公共政策課題に関する作業部会(CWG-Internet)

CWG-Internetでは国際インターネット公共政策課題についてマルチステークホルダーから幅広く意見を聴取する「オープンコンサルテーション」を毎年行っているが、前回CWG会合及び2019年次理事会においても、オープンコンサルテーションのトピックについて合意に至らず、今回の会合で継続して議論した。今回はアフリカ諸国及びブラジルからの提案に基づき各国が協力して検討を進めた結果、以下のとおり合意した。1つ目のトピックについては2019年10月から2020年1月に、2つ目のトピックについては2020年2月から8月にオープンコンサルテーションが実施される。

##### 【トピック1】

「持続可能な開発に向けた新興電気通信／ICT(new and emerging telecommunications/ICTs)の活用に関する国際インターネット関連公共政策の課題」

- ①新興電気通信／ICTは、インターネット及びデジタル経済を含む持続可能な開発に対しどのような影響を与えるか。
- ②新興電気通信／ICT及びインターネットの普及と成長における機会と課題は何か
- ③政府や他の利害関係者は、新興電気通信／ICTの利点をどのように活用できるか。
- ④新興電気通信／ICTに対する人間のスキル、組織能力、革新、投資を促進するためのベストプラクティスは何か。



## 【トピック2】

### 「インターネットコネクティビティの拡大」

- ①特に遠隔地やサービスの行き届いていない地域へのインターネットコネクティビティを拡大するための課題と機会は何か。これらの課題を克服する上で政府及び非政府関係者の役割は何か。
- ②手頃なインターネットアクセスを確保する上で、内陸国が直面している特定の課題はあるか。これらの課題を克服するために何ができるか。
- ③小規模／コミュニティ／非営利のオペレーターは、インターネットコネクティビティの拡大促進をどのように支援できるか。

このほか、サウジアラビアが障害者及び特定のニーズのためのインターネットへのアクセスに関する新理事会決議案を提案していたが、CWG-Internetは決議案を議論する場ではないとして議論は見送られた。また、ロシアがCWG-InternetにおいてAIと5Gを議論することを提案したが、次回会合に提出される寄書に基づき議論を行うこととなった。

### (3) 世界情報社会サミット (WSIS) 実施に関する作業部会 (CWG-WSIS&SDGs)

WSIS+10会合 (2015年) 及び2017年次理事会にて、WSISと持続可能な開発目標 (SDGs) の密接な連携の重要性が認識されたことを受け、今会合ではこれらの実施におけるITUでの活動が報告されるとともに、今後も国際連合のメンバー機関の一つとしてITUが引き続きWSISアクションラインの実施を通じて貢献すべきことが確認された。

2020年のWSISフォーラム (2020年3月30日～4月3日) については、宿泊料金の高騰を懸念する加盟国より事務局に対し日程の再考が要請された<sup>\*</sup>。事務局からは加盟国に対し、2019年に続きWSISフォーラム2020へのスポンサーシップの提供が要請された。

またロシアより、WSISフォーラム2020において、SDGsが採択された2015年以降5年間のレビューを行うことが提案されたが、WSISフォーラムのマンドートはあくまで10年単位のレビューである旨を米国・英国・日本がコメントしたことから、2020年も通常通りの分析が行われることとなった。事務局提案によりWSISフォーラム2020はWSIS+15と呼称されることとなったが、これはWSIS+10のようなレビューを行うという意味ではないことが確認された。

### (4) 児童オンライン保護に関する作業部会 (CWG-COP)

CWG-COPでは、ITUのこれまでのCOP関連活動やケニ

ア、ギリシャなどの国における事例が報告されたほか、2019年次理事会において合意した児童オンライン保護に関するガイドラインの更新について、今後のレビュープロセスが事務局より説明された。専門家グループはITUの各研究委員会 (SG) にも情報共有しつつ、11月中旬を目途にドラフトを作成する。各国・機関からのコメントを受け付けつつ、ガイドラインは2020年1月以降に各地域1～2か国で導入が開始され、実績に基づき3月にITU事務局が評価と修正を行った後、5月に正式に発効される予定となっている。

### (5) 国際電気通信規則に関する専門家会合 (EG-ITRs)

2019年次理事会でITRの包括的なレビューを実施するための専門家会合 (EG-ITRs) に対する付託事項 (ToR) の見直し・改訂が行われ、EG-ITRsは2012年改正のITRについて、電気通信／ICTの新たなトレンドや課題を考慮し、条文ごとにその適用可能性や柔軟性に関する検討を行うこと、また、それらの進捗に関する報告書を2020年及び2021年次理事会に、最終報告書を2022年次理事会に提出し、理事会のコメントを付した同報告書を2022年全権委員会に提出することとなった。第1回となる今回のEG-ITRsでは2日間にわたり今後の作業の進め方を議論した。

ロシア、中国、サウジアラビア、アフリカ諸国はITRの改正を視野に入れた作業方法を提案しており、また米国、カナダ、ブラジル等はITRの存在意義について改めて検討することを提案していたが、よりToRに忠実な内容にすべきとの意見が多く出された。結果として、ガーナの提案したフォーマットを利用し、2012年ITRの条文ごとのレビューを行うことに合意した。次回のEG-ITRs (2020年2月) ではITRの前文から第4条までにつき、それらの適用可能性と柔軟性に関するレビューを行う。



■写真1. EG-ITRsでの交渉の様子 (©ITU flickr, "ITU Pictures" 提供)

\* 本理事会作業部会後に日程が変更され、WSISフォーラムの開催は2020年4月6日～9日となった。





#### (6) 第6回世界電気通信政策フォーラムに向けた非公式専門家会合 (IEG-WTPF-21)

世界電気通信／ICT政策フォーラム (WTPF) は、電気通信／ICTの規制・政策問題を世界規模で検討することを目的とし、1994年の全権委員会議における日本提案に基づき設置されたフォーラムである。WTPFでは規制に関わる文書を作成することはしないが、コンセンサスにより報告書とオピニオン文書が採択される。

2018年全権委員会議及び2019年次理事会において、2021年にWTPF第6回会合 (WTPF-21) をWSISフォーラムと連続して3日間ジュネーブにて開催、テーマを「持続可能な開発に向けた新興電気通信／ICTを動員するための政策」とすることを決定し、考慮すべきサブテーマとしてAI、IoT、5G、ビッグデータ、OTT等を含むこととなった。WTPF-21の開催までに4回の準備会合が実施される予定となっており、今回が第1回目となる。

第1回IEG-WTPF-21では、ITU事務総局長レポート (WTPF-21で採択するオピニオンの土台となるレポート) の事務局案 (ファーストドラフト) について議論した。同ドラフトに対しては日本が、WTPFはハイレベルな政策フォーラムであることから、AI、IoTなどの個別の技術的要素ではなく、広く合意された「持続可能な開発に向けた新興電気通信／ICT」にフォーカスすべきであると意見した。欧米等先進諸国も同様の主張を行ったが、アラブ、アフリカ諸国、中国、ロシア等がサブテーマをそれぞれ個別に取り上げた事務局作成レポートを強硬に支持したことから、事務局案を基に議論が進められ、先進諸国は各テーマに関するQuestionsを広範でハイレベルなものとすることに注力した。

2日間にわたる議論の結果、互譲案を作成したが、議論の対象を「電気通信／ICT」または「デジタル技術」のどちらにするか等、合意に至らなかった部分については、異なる見解を事務局案レポートのセカンドドラフトに記載することとなった。同レポートは11月1日に公表され、全てのステークホルダーを対象に意見募集が行われた後、2020年2月の

第2回IEG-WTPF-21において継続して議論する。

#### (7) 臨時理事会

2019年次理事会で、2026年に完成を目指しているITU本部ビル建替えプロジェクトに関する進捗状況が事務局より報告されたが、建替え費用の見積りが過去決定された総額を大きく上回っていたこと、現時点で確定している費用と収入 (ローン及びスポンサーシップ) との間のギャップを埋める方法が示されていないことなどから、理事国よりITU事務局に対し、リスク管理の計画を含む追加情報を提出し、臨時理事会を開催することが要請された。

今回の臨時理事会においては、プロジェクトの費用を170百万スイスフランとする理事会決定案が事務局より提案されていたが、日本及び欧米各国 (米国、カナダ、フランス、イタリア、ドイツ等) が協力し、これ以上のコスト増とならないこと、スポンサーシップや寄付があった場合にはそれらの金額をコストに上乗せすることがないようにすること等を念押しした修正決定案を作成した。

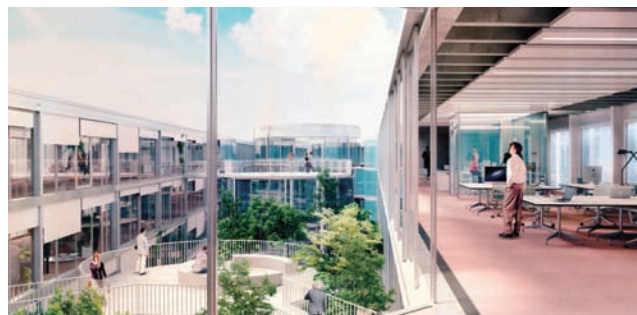
ほぼ修正案のまま合意が得られ、プロジェクトの実施が承認された。今後はスイス政府に対する第2次融資の申請、タワーの売却手続などと並行して、建替え期間中の会合開催やスタッフの体制について詳細を検討することとなっている。我が国は理事国として、またビル建替えに関するアドバイザリーグループ (MSAG) のメンバーとして、今後のプロジェクトの円滑かつ確実な実施につき引き続き注視する。



写真2. ITU臨時理事会の様相 (©ITU flickr, “ITU Pictures” 提供)



写真3. ITU新本部ビルイメージ (出典：ITUウェブサイト



<https://www.itu.int/en/hq-building/Pages/default.aspx>)